# 令和6年度改正の主なポイント

福祉部 介護保険課

対象事業所: 地域密着型通所介護

### 人員・運営等の基準

- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準 に関する条例 (平成25年3月25日豊島区条例第12号)
- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準 に関する条例施行規則(平成25年3月25日豊島区規則第20号)
- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準 に関する条例施行要領(平成27年9月16日27豊保介発第1642号)

この3つの基準を項目ごとに参照できるよう3連表を作成しています。 【豊島区役所HP】健康・福祉>介護>介護保険>介護サービス事業者向け 情報>届出・指定>地域密着型サービス>【三連表】地域密着型サービス https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151609.html

### 介護報酬等の基準

- ▶指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- ▶指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018 号)
- ▶厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

### 令和6年度改正の主なポイント①

#### ト管理者の兼務

同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない 旨を明確化

### ▶業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の100分の1を減算

\*減算にならないためには、業務継続計画の策定、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講ずることが必要

# 令和6年度改正の主なポイント②

### ▶高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

\*減算されないためには、対策を検討する委員会の定期的開催、結果の周知、指針の整備、定期的に研修を実施、担当者の選定をすることが必要

#### ▶身体的拘束等の適正化の推進

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の100分の1を減算

\*減算されないためには、緊急やむを得ない場合以外は身体拘束を 行わない。身体拘束を行う場合は、態様、時間、心身の状況、理 由の記録が必要

### 令和6年度改正の主なポイント③

### ▶認知症加算の見直し

- ・利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和
- ・認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議の定期的な開催

#### ▶入浴介助加算の見直し

- ・入浴介助に関わる職員に対する入浴介助に関する研修等の実施 (入浴介助加算 I )
- ・「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、訪問可能職種の条件付き拡充(入浴介助加算II)

# 令和6年度改正の主なポイント④

### ▶個別機能訓練加算 (I) □ の人員配置要件の緩和

・個別機能訓練加算(I)イの機能訓練指導員の配置(専従1名以 上配置(配置時間の定めなし))に加え、専従1名以上機能訓練 指導員(配置時間の定めなし)を配置している時間帯に算定可能

### 令和6年度改正の主なポイント⑤

### ▶改正の詳細

・以上のスライドで記載したポイントは、主なものの抜粋で内容に ついても簡略化してあります。

詳細については、必ず厚生労働省のホームページ及び豊島区ホームページ等で確認してください。

#### 【参考】

厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_38790.html

豊島区 「健康・福祉>介護>介護保険>介護サービス事業者向け情報」

https://www.city.toshima.lg.jp/201/2110040916.html

介護保険課(事業者指導・監査グループ)

TEL: 03-3981-1474 FAX: 03-3981-6208

Email: A0029026@city.toshima.lg.jp